

介護保険施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

【単位：万円】（月額概数）

対象者	区分	居住費（居住の種類により異なる）				食費	
		多床室（相部屋） の場合	従来型個室 の場合※	ユニット型 準個室の場合	ユニット型 個室の場合		
生活保護受給者	利用者負担 第1段階	0	① 1.0 ② 1.5	1.5	2.5	+ 1.0	
市町村民税非課税者 世帯全員が	高齢福祉年金受給者						
	課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	1.0	① 1.3 ② 1.5	1.5	2.5	+ 1.2
	利用者負担第2段階以外の方 （課税年金収入が80万円超266万 円未満の方など）	利用者負担 第3段階	1.0	① 2.5 ② 4.0	4.0	5.0	+ 2.0
上記以外の方	利用者負担 第4段階	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。					
		1.0	① 3.5 ② 5.0	5.0	6.0	+ 4.2	

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

※経過措置があります。詳しくは、9ページをご覧ください。

実際の負担額は、日額で設定されます（ショートステイも同じ）。

利用者のご負担は居住費・食費のほか、介護保険サービスの1割負担があります。その他、施設によっては、日常生活費、特別な室料（特別な食費）がかかる場合があります。

「居住費（滞在費）」の範囲は、居住環境に応じた設定が基本

「居住費」 の範囲	多床室（相部屋）	：	光熱水費相当
	従来型個室	：	室料 + 光熱水費相当
	ユニット型準個室	：	室料 + 光熱水費相当
	ユニット型個室	：	室料 + 光熱水費相当

（ ）内は月額概数

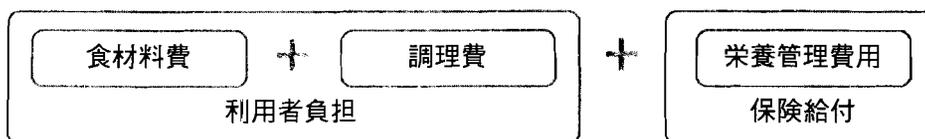
	負担限度額			基準費用額	
	第1段階	第2段階	第3段階		
多床室（相部屋）	0円/日（0万円）	320円/日（1.0万円）	320円/日（1.0万円）	320円/日（1.0万円）	
従来型 個室	①特養等	320円/日（1.0万円）	420円/日（1.3万円）	820円/日（2.5万円）	1,150円/日（3.5万円）
	②老健・療養等	490円/日（1.5万円）	490円/日（1.5万円）	1,310円/日（4.0万円）	1,640円/日（5.0万円）
ユニット型準個室	490円/日（1.5万円）	490円/日（1.5万円）	1,310円/日（4.0万円）	1,640円/日（5.0万円）	
ユニット型個室	820円/日（2.5万円）	820円/日（2.5万円）	1,640円/日（5.0万円）	1,970円/日（6.0万円）	

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

※なお、施設には平均的な居住費用（＝基準費用額）と上表の負担限度額の差額が、補足給付として、介護保険から給付されます。

食費の範囲は、「食材料費」＋「調理費」相当

- 食費のうち、利用者負担となるのは、「食材料費」＋「調理費」で、「栄養管理費用」は介護保険から給付されます。



（ ）内は月額概数

負担限度額			基準費用額
利用者負担第1段階	利用者負担第2段階	利用者負担第3段階	
300円/日（1.0万円）	390円/日（1.2万円）	650円/日（2.0万円）	1,380円/日（4.2万円）